

# 一般社団法人ふたばプロジェクト 定款

平成 31 年 3 月 5 日認証  
令和 4 年 11 月 25 日改訂

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ふたばプロジェクトと称する。

### (主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福島県双葉郡双葉町に置く。

### (目 的)

第 3 条 当法人は、「官民連携・協働によるふるさとふたばの創生」を基本理念とし、民間と行政の協働による町民主体のまちづくりを牽引するとともに、町民のための地域に根ざした事業を展開し、町の将来像に向けた魅力あるまちを創造することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種イベント支援等、町民の交流を促進する事業
- (2) 双葉町及び町民に関連する情報発信事業
- (3) 空き地・空き家の活用等による賑わい再生事業
- (4) その他、双葉町及び町民の復興に資する業務
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第 2 章 社 員

### (入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員として入社しようとする者は、別に定める入社申込書により、代表理事に申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

### (退 社)

第 6 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

### **(除名)**

第7条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### **(社員の資格喪失)**

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡したとき、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

### **(社員名簿)**

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## **第3章 社員総会**

### **(構成)**

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

### **(権限)**

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

### **(開 催)**

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とし、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### **(招 集)**

第 13 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。ただし、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは会日より 2 週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

### **(議 長)**

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

### **(議決権)**

第 15 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

### **(議決方法)**

第 16 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に定める事項を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

### **(書面議決等)**

第 17 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は一般法人法所定の電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として委任することができる。

### **(議事録)**

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

## **第 4 章 役 員**

### **(役 員)**

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

#### (役員を選任)

第20条 当法人の理事及び監事を選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員以外のものから選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その職務を統括する。
- 3 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の職務を執行する。
- 4 次の各号に掲げる理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
  - (1) 代表理事
  - (2) 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって当法人の職務を執行する理事として選定されたもの

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第 25 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

#### (取引制限)

第 26 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承諾を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との取引における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第 5 章 理事会

#### (構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

#### (開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

#### (招 集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

#### (議 長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

#### (決 議)

第 32 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印して 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 6 章 基 金

#### (拠出等)

第 34 条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集及び割当て、払込み等に関しては、理事会の承認を要するものとし、その手続きについては、理事会の決議により別に定める規程による。

3 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

4 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

## 第7章 会計

### (事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び決算)

第37条 当法人は事業報告及び決算については、各事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については、定時社員総会に報告し、第3号及び第4号については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

### (剰余金)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な責務を負う職員の任免は、理事会の決議を経て代表理事が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

### (備え付け帳簿及び書類)

第40条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかななければならない。ただし、法令で定める保存期間を経過したものは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿

- (3) 社員総会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類（第 37 条第 1 項各号の書類）
- (6) 監査報告
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによる。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散

### （定款の変更）

第 41 条 この定款は、社員総会の特別決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う）によって、変更することができる。

### （合 併）

第 42 条 当法人は、社員総会の特別決議によって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

### （解 散）

第 43 条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

### （残余財産の帰属）

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

### （公告の方法）

第 45 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 補 則

### （委任）

第 46 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は理事会の議決により代表理事が別に定める。



(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1. 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2. 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 伊藤 哲雄、高野 泉、澤上 榮、木幡 治、中谷 祥久、吉田 知成、  
金田 勇

設立時代表理事 伊藤 哲雄

設立時監事 佐藤 剛一、伏見 正人

3. 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

住 所 福島県双葉郡双葉町大字新山字本町 10 番地

設立時社員 伊 藤 哲 雄

住 所 福島県双葉郡双葉町大字山田字館腰 67 番地

設立時社員 高 野 泉

住 所 福島県双葉郡双葉町大字下羽鳥字山田迫 21 番地

設立時社員 澤 上 榮

住 所 福島県双葉郡双葉町大字下羽鳥字南迫 22 番地

設立時社員 木 幡 治

住 所 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町 26 番地

設立時社員 中 谷 祥 久

住 所 東京都江東区有明一丁目 4 番 20-2313 号

設立時社員 吉 田 知 成

住 所 福島市八島田字本庄町 1 番地の 9

設立時社員 金 田 勇